

志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー（障害又は疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の家族等の世話を日常的に行っている児童をいう。）等がいる家庭の福祉の向上を図るため、ホームヘルパーが家庭に訪問し、家事及び育児等を支援する志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象家庭)

第2条 この事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、町内に居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。ただし、親族等から援助を受けることができない家庭に限る。

- (1) 保護者のいない児童の家庭、保護者の疾病等により保護者が監護することが困難であると認められる児童がいる家庭及びそれらに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事の準備、洗濯、掃除等の家事の実施が困難な家庭等保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 出産後の養育について不安を抱える若年妊婦等出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- (4) 出産の日からおおむね1年6カ月未満の産婦がいる家庭
- (5) その他町長が特に支援が必要と認める家庭

(対象家庭からの除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、対象家庭が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象家庭から除外するものとする。

- (1) 妊婦、産婦又はヤングケアラーが病院又は診療所等に入院している場合であって、対象家庭に属する乳児又はその兄弟姉妹を監護する者が該当家庭にいない場合
- (2) 対象家庭内に感染症等のおそれがある場合又は感染症等で入院加療を要する者がいる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が事業の運営に支障があると認める場合

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、対象家庭にホームヘルパーが訪問し、次に掲げる支援を実施するものとする。

(1) 食事の準備、洗濯、掃除等の家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類の洗濯及び補修
- ウ 居室等の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買物（町内）
- オ その他必要な家事援助

(2) 一時的な子どもの保育、子育て支援施策の情報提供等の育児支援

- ア 授乳の準備及び片付け
- イ オムツ交換
- ウ 沐浴補助
- エ 育児環境の整備
- オ その他必要な育児支援

(利用時間等)

第5条 事業を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとし、1日当たり1時間30分以内とし、1日1回を限度とする。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 事業を利用できる日数は1家庭当たり原則20日までとする。ただし、対象家庭の状況により利用日数を増やす必要があると町長が認める場合には、利用日数を増やすことができる。

3 事業を利用できる日は、次に掲げる日を除くものとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(事業実施場所)

第6条 事業の実施場所は、町内における対象家庭の自宅とする。

(利用申請等)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、利用希望日の7

日前までに、志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業利用申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があったときは、利用の可否を決定し、志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業利用(決定・却下)通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(利用の取消等)

第8条 町長は、前条の規定による決定を受け事業を利用した者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消し、又は一時停止することができる。

(1) 第2条に規定する対象家庭に該当しなくなったとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

(費用の負担)

第9条 利用者は、次に定める区分に応じ、当該事業に要する利用者負担額を支払わなければならない。

		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
利用料		1,100円	1,850円	2,700円
利用者 負担額	住民税課税世帯	100円	150円	200円
	住民税非課税世帯	0円	0円	0円
	生活保護世帯	0円	0円	0円

2 利用者の都合により、事業の利用を中止した場合であって、利用日の前日までに利用中止の申出がなかったときは、前項に定める利用料全額を負担しなければならない。ただし、利用者が生活保護世帯又は住民税非課税世帯に該当する場合は、この限りでない。

(費用の減額又は免除)

第10条 町長は、特別な事情があると認めるときは、前条に規定する費用を減額し、又は免除することができる。

(事業の委託)

第11条 町長は、適切な事業運営ができると認める介護保険法(平成9年法律第123号)で規定する指定訪問介護事業者又は同等のサービスが提供できる事業者であっ

て、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「受託事業者」という。）に、事業を委託することができる。

(1) 家事援助及び育児支援を行う実施体制が確保できること。

(2) 本町との連携及び調整を行うことができること。

（ホームヘルパーの派遣）

第12条 受託事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をホームヘルパーとして派遣するものとする。

(1) 母子保健に理解と熱意のある者であって、子育てに関する事業に従事した経験のあるもの又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭及び介護福祉士その他政令で定める者の資格を有するものであること。

(2) 心身ともに健全であること。

(3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。

(4) 産後ヘルパー養成研修会等の研修の課程又は同等の研修の課程を修了したと。

（事業履行の確認）

第13条 受託事業者は、事業を行ったときは、その都度、利用者から本事業履行の確認を受けるものとする。

（報告）

第14条 受託事業者は、事業を行った月の翌月10日までに、請求書に明細書及び実績記録票を添えて、町長に提出するものとする。

（委託料の支払）

第15条 町長は、前条の規定により請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託料を支払うものとする。

（個人情報保護）

第16条 事業に携わる全ての者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うにあたり知り得た個人情報を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業利用申請書

年 月 日

（申請先）志賀町長

下記のとおり、志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業の利用を申請します。

なお、利用者負担額の算定のため、私世帯の町民税課税状況及び生活保護受給の有無について確認を行うことに同意します。また、町及び関係機関が利用者支援のために必要な情報について共有することを認めます。

申請者 利用者本人
本人以外の家族

（氏名） _____ （利用者との関係） _____

（住所） _____ （連絡先） _____

（ふりがな） 利用者氏名			生年月日	年 月 日	
住 所	志賀町		電話番号		
出産予定日 （出産日）	年 月 日（ <input type="checkbox"/> 予定日 <input type="checkbox"/> 出産日 ）				
申請理由	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 期間の延長				
利用期間、回 数及び時間	期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	回数	回			
	時間	時 分から		時 分まで	
必要とする 支援の内容	家事に関すること			育児に関すること	
	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び片付け <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯及び補修 <input type="checkbox"/> 居室等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物（町内） <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/> 授乳の準備及び片付け <input type="checkbox"/> オムツ交換 <input type="checkbox"/> 沐浴補助 <input type="checkbox"/> 育児環境の整備 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
緊急連絡先	氏名			電話番号	
	住所			利用者との続柄	
世帯の状況 （本人を除く）	氏名	年齢	続柄	備考	

（申請者） 様

志賀町長



志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業利用（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業の利用申請については、志賀町産前・産後等ヘルパー派遣事業実施要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

1 派遣する

利用者氏名	
支援内容	
利用期間	
利用者負担額	円／1回利用あたり ※利用者負担額は、委託事業者に指定する期日までに直接お支払いください。

2 派遣しません

派遣しない理由	
---------	--